

京都市交通局管理規程 6－8（京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程）の一部を次のように改正する。

平成16年11月26日

京都市公営企業管理者  
交通局長 島田 與三右衛門

第5条第3項ただし書中「連絡定期旅客運賃」の右に「(乗合自動車・高速鉄道連絡通勤定期券を除く。)」を加える。

附 則

この改正規程は、公布の日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)